



脇野沢地区において、人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮下宗一郎



記

1. 会合の対象とした区域

脇野沢地区（瀬野、滝山、源藤城、小沢）

2. 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月30日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

○ 農地の集積面積

18ha（区域内の農地面積 55ha、集積率 32.7%）

○ 農地面積に対するアンケート回収率

54.7%

4. 今後の地域農業の在り方

- ・地域の中心となる農業者等に対し、農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指すとともに、個々に行っている取組を発展させ、地域全体の農業を活性化させる。
- ・地域全体で新規就農者や後継者を育成し、地域農業の維持に努める。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
むつ市	脇野沢地区 (瀬野、滝山、源藤城、小沢)	令和4年3月30日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	55. 2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30. 2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2. 8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2. 8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8. 1 ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

担い手となる中心経営体が少なく、高齢化が進み後継者も未定であることから、認定新規就農者の受け入れが必要となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定法人や若い担い手が中心となり農地利用を担うほか、新規就農者など入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			農業を営む範囲
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農法		穀類	13.3 ha	穀類	21.0 ha		
		野菜	0.3 ha	野菜	0.7 ha		
		水稻野菜	0.5 ha	水稻野菜	0.5 ha		
		水稻野菜	0.2 ha	水稻野菜	0.2 ha		
		水稻野菜	0.5 ha	水稻野菜	0.5 ha		
		水稻野菜	0.3 ha	水稻野菜	0.3 ha		
		水稻野菜	0.6 ha	水稻野菜	0.6 ha		
		水稻野菜	0.6 ha	水稻野菜	0.6 ha		
		水稻野菜	1.3 ha	水稻野菜	1.3 ha		
		水稻野菜	0.4 ha	水稻野菜	0.4 ha		
計	10経営体		18 ha		26.1 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用

高齢化等により耕作しなくなった農地は、農地中間管理機構を通じて中心経営体や新規就農者への貸付けを進めていく。